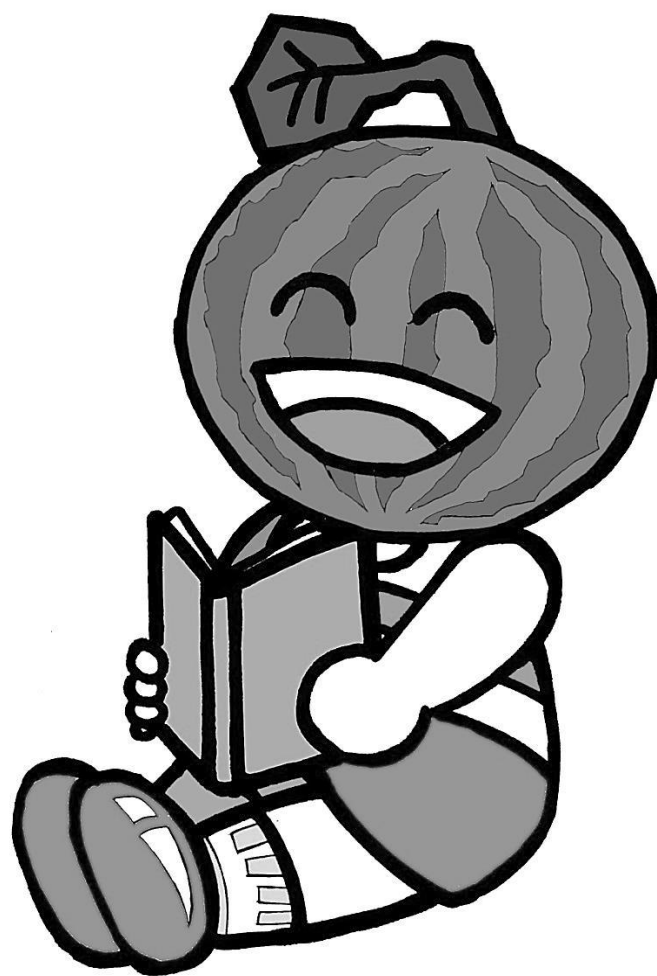


第2次富里市子ども読書活動推進計画

～とみちゃんのおむよむ応援プラン～



富里市教育委員会  
平成31年3月

## 目次

第1章	計画策定にあたって	
1.	子どもの読書活動の意義	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間	2
第2章	本市の現状	
1.	児童・生徒の現状	3
2.	アンケート調査結果の概要	3
第3章	第1期計画のまとめ	
1.	事業実施状況	5
2.	計画策定に向けた課題	12
第4章	計画の基本的な考え方	
1.	目的	13
2.	基本方針	13
第5章	子ども読書活動推進のための分野別取り組み	
1.	家庭	14
2.	地域	15
3.	図書館	15
4.	学校	17
5.	事業別目標一覧	19

## 資料編

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。

読書は、豊かな感受性や情操を育み、読書で培った豊かな表現力によって、他者とのコミュニケーションを円滑なものとし、人間関係の基礎をつくることができます。また、読書に親しむことで多様な物の見方や考え方を身に付け、創造力を養うことは、インターネットをはじめとした情報媒体の多様な現代社会の中で、情報を収集・分析して問題解決能力を高めることにつながります。このように、子どもたちの読書活動は、子どもの豊かな人格形成に良い影響を与え、健やかな成長に寄与するものです。

現在、少子高齢化や核家族化の進展、地域社会の人間関係の希薄化、経済格差の拡大など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。テレビ、ゲーム機、携帯電話、インターネットなど様々な情報メディアの急速な普及がこれまでの読書環境を大きく変化させ、子どもの興味や関心が多様化し、幼児期からの読書習慣が身につけていないなどの理由により、子どもの「活字離れ」や「読書離れ」が指摘されています。

このような中で、子どもたちのより豊かな成長のために、子どもの読書活動を推進することは、次世代を担う子どもたちを健全育成する上で重要なこととなります。家庭や学校、図書館だけでなく、地域の皆さんとも相互に連携を図りながら、子どもたちの読書意欲を喚起し、すべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備が望まれます。

#### 子どもの読書活動推進の目的

(子どもの読書活動の推進に関する法律、平成13年法律第154号)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的にかつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

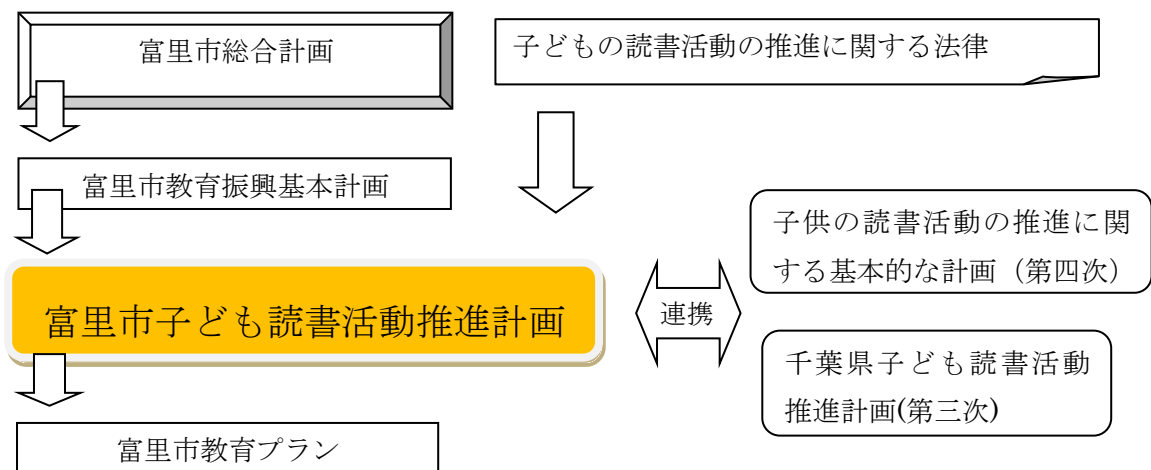
## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に規定された市町村子ども読書活動推進計画として策定するものです。

計画の策定にあたっては、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「千葉県子ども読書活動推進計画（第三次）」を踏まえ、また、平成19年3月に策定した「富里市子ども読書活動推進計画」及び「富里市教育プラン」の実施状況や課題を踏まえ策定します。

さらに、市総合計画「富里市総合計画」の部門計画である「富里市教育振興基本計画」の1分野として、本市の子どもたちの読書活動をさらに推進する施策の方向性を示すものです。

### ◇ 関連計画との関係



## 3 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

## 第2章 本市の現状

### 1 児童・生徒の現状

	平成20年	平成24年	平成28年
児童数	2,715	2,529	2,305
生徒数	1,340	1,305	1,284

(各年5月1日現在)

### 2 アンケート調査結果の概要

第二次計画策定にあたり、小中学校の児童生徒と保護者及び乳幼児の保護者を対象に読書に関するアンケート調査を実施いたしました。回収状況は以下のとおりでした。

1歳6ヶ月検診保護者	
対象者数	99人
回収数	61人
回収率	61.6%

市立保育園、幼稚園に通う園児の保護者	
対象者数	278人
回収数	187人
回収率	67.2%

市内小・中学生		
対象者	小学生	中学生
対象者数	1,408人	365人
回収数	900人	256人
回収率	63.9%	70.1%

市内小・中学生の保護者		
対象者	小学生	中学生
対象者数	1,309人	464人
回収数	827人	207人
回収率	63.1%	44.6%

以下アンケート結果を抜粋して掲載する。

なお、アンケート結果を総合的に判断すると、子どもの読書活動に関する理解と関心が普及し、子どもの読書活動が推進できていることが伺えます。一方、事業を展開する中で、学年が上がるにつれての読書離れの傾向が見られました。

- ① 乳幼児期から絵本やわらべ歌に親しむ機会が増加しました。

<ブックスタート実施率>

平成 20 年度 95.0% 平成 24 年度 95.2% 平成 28 年度 95.1%

<おはなし会の開催回数及び参加者（図書館主催のみ）>

対象者親子	平成 20 年度	平成 24 年度	平成 28 年度
乳幼児	13 回 559 人	22 回 582 人	39 回 831 人
4 歳児以上	54 回 664 人	53 回 327 人	55 回 346 人

「お子さんに読み聞かせをしていますか？（小さい頃も含めて）」の質問に、幼稚園・保育園児の保護者 70.6%、小中学生の保護者 87.5%が「している（していた）」と回答。また、小中学生への「小さい頃、家族などに本を読んでもらったことがありますか？」の質問に 71.0%の児童生徒が「ある」との回答でした。

- ② 学校図書館の活用が増加した。

<学校図書館貸出数>

	平成 20 年度	平成 24 年度	平成 28 年度
小学校	86、155 冊	126、373 冊	137、177 冊
中学校	9、060 冊	11、751 冊	10、799 冊
合 計	95、215 冊	138、124 冊	147、976 冊

<学校図書館一人あたりの貸出数>

「本を読むときの方法」として、小学生は 44.1%、中学生は 22.8%が「学校で借りる」と回答。また、「昼休みや放課後などに学校図書室を使っていますか？」の質問には、小学生 85.2%、中学生 46.8%が「よく使う・たまに使う。」との回答でした。

- ③ 読書の楽しさを知る子どもたちが増えた。

図書館と学校との連携事業である「ブックスタート～本の旅～」の達成者が増加した。

<ブックトリップ達成者数>

	平成 20 年度	平成 24 年度	平成 28 年度
小学生	231 人	672 人	869 人
中学生	7 人	18 人	12 人
合 計	238 人	690 人	881 人

「本をよむのが好きですか？」の質問に小学生は 88.9%、中学生は 86.3%が「好き」との回答でした。

- ④ 図書館において、おはなし会をはじめ、映画会や図書館たんけん隊などを開催し、子どもとその保護者に図書館を身近に感じてもらうことができました。

「図書館に行ったことがありますか？」の質問に、小学生は84.4%、中学生90.2%、保育園・幼稚園児の保護者は、74.8%が「行ったことがある。」との回答でした。

## 第3章 第1次計画のまとめ

### 1 事業実施状況

#### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

##### ① ブックスタート

図書館事業として、健康推進課・子育て支援課・市民課、そして図書館ボランティア「もりのなか」が連携し、4か月児健康診査の際に、絵本の読み聞かせと子育て応援ブックなどが入ったブックスタートパックを渡し、親子のふれあいの大切さや、子どもが絵本と出会う「きっかけ」となる事業を開催しました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
組 数	420	394	330

##### ② とみさとふれあい講座

子どもの本の選び方や読み聞かせのノウハウ（大人対象）や土曜日に図書館で実施しているお話し会を出前体験するものです。おはなし会を体験する「おはなしの世界へようこそ」（児童～一般向け）と子どもの本の選び方と読み聞かせについての「本はともだち」（一般向け）の2講座を実施しました。

また、子育て支援センター・北部コミュニティセンターにおいて、毎月各1回、主にブックスタート年齢（4か月児）以上の乳幼児を対象に、親子で楽しむおはなし会や葉山キッズ・ランドにおいて0歳児のいる親子が楽しめるおはなし会を隔月で開催した。平成29年度からは、向台子育て支援センターにおいても、乳幼児を対象に親子で楽しめるおはなし会を隔月で開催しました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
人 数	217	284	263

##### ③ 乳幼児向け、青少年向けの図書コーナーの整備

0～2歳児を対象とした「赤ちゃん絵本」を用意し、親子が自由な体勢でゆったりと絵本やわらべうたに親しむことができるようカーペットコーナーを設置。また、中学・高校生を対象にティーンズコーナーを設け、進路や生き方に関する図書や読み物を揃えるとともに、「ご意見板」（掲示板）を設置し、中学・高校生の交流の場となるよう環境整備に努めました。

④ 団体貸出「よむよむ便」・「らっこ便」

市内の学校、官公署、社会教育関係団体等に貸出を行い、読書活動の推進に努めた。特に、各小学校へ団体貸出用の本をセットとして、テーマごとに組み合わせて、よむよむ便は各小学校へ隔月に、中学校定期便は中学校へ年2回実施しました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
利用冊数	5、380	4、780	5、880

「らっこ便」(平成28年度から開始)は、幼稚園・子ども園へ、年3回実施しました。

⑤ ブックリストの配布

子どもの本の利用を促すために、新学期の5月に小・中学校の新1年生を対象に「ブックリスト」を作成し配布しました。

また、7月の夏休み前に図書館からの行事等のお知らせ、学年別のお薦め本の紹介、マナーを含めた図書館の利用方法等も掲載したブックリストを全児童・生徒に配布し、図書館利用の促進と読書の啓発を推進しました。

⑥ 浩養小学校市民図書室の開室

平成18年9月に市立図書館のサービスポイントとして新たに浩養小学校市民図書室を開室しました。その特色としては蔵書の多くを児童書とし、浩養小学校や地域の子どもの読書活動を推進しました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
入館者数	2、386	1、178	1、013

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

① おはなし会

毎週土曜日2時から「4歳以上の子ども」を対象に職員による読み聞かせ等を行いました。

また、4月23日の「子どもの読書の日」を記念したおはなし会を実施するとともに、夏・冬には対象年齢を分けて(4歳～小学校1年生、小学校2年生以上)「なつ・ふゆ・はるのおはなし会」として、学校図書館司書の協力を得て開催しました。平成28年度からは、図書館ボランティアもりのなかの協力を得て、0歳から3歳児位までの親子で楽しめるおはなし会を実施し、赤ちゃん向け絵本の読み聞かせや手遊びを行い、本に親しむきっかけづくりを行いました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
人 数	693	909	1、177

※ すべてのお話し会の総数



② ブックトリップ ～本の旅～

各学年向けのおすすめ本を掲載したブックリスト「本はともだち」(全児童・生徒対象)を発行。市内の全小学校・中学校と連携して、子供たちに、各学年にあったおすすめの本を紹介し、読書の楽しさを伝える本のスタンプラリーを実施しました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
達成者数	238	690	881

③ 図書の展示

展示コーナー(児童)に子どもたちの読書の動機づけとなるよう、年間計画を立て時期や季節に合った図書の展示や児童コーナー内にミニ展示として、普段あまり借りられていない本や話題の本などを展示しました。

また、幼児から中学生向けに、学校図書館司書等により選定された「おすすめ図書100さつ」を、お薦めしたい本として展示・貸出し、市内の子どもたちに啓発しました。

④ としょかんたんけんたい

小学校を対象として夏休み期間中に、普段見られない市立図書館の書庫やブックポストなどを、クイズを解きながら探検し、子どもたちが楽しみながら図書館に対する理解や親しみを得られるように開催しました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
人 数	10	10	10

⑤ 職場体験

○「夢・仕事びったり体験」

市内各小学校と連携し、職場体験学習の機会として、配架やカウンター業務など、図書館の仕事を体験することを目的として小学生を受け入れました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
人 数	9	12	7

○「わくわく working！」

市内各中学校と連携し、職場体験学習の機会として中学生を受け入れ、図書館のカウンター業務を始め、本の装備や受け入れ作業、児童サービスなど、図書館業務を知る機会を設けました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
人 数	10	12	11

⑥ 科学あそび教室

難しく堅苦しいイメージの強い科学への先入観を取り払い、科学を体験することの面白さ、楽しさを知ることにより、科学の本への興味に繋げるための教室を開催しました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
人 数	13	0	25

⑦ 図書館見学

各小学校からの見学（社会科見学・まちたんけん）については、図書館を理解する機会として、積極的に受け入れました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
人 数	208	63	43

⑧ 調べ学習への支援

図書館への来館による調べ学習については、事前に依頼者との内容等を打ち合わせの上、図書館研修室の利用と団体貸出用図書の提供、閉架用図書への案内により対応しました。

⑨ ブックリストの配布（再掲）

⑩ とみさとふれあい講座（再掲）

⑪ 学校図書館司書・市立図書館 児童担当職員連絡調整会議の開催

団体貸出やブックトリップ等の事業を円滑に行えるよう、毎月1回、学校図書館司書、教育委員会指導主事と市立図書館児童担当職員との連絡会議を開催しました。

⑫ よむよむ便（再掲）

⑬ 学校訪問

各小学校の1年生を対象に、市立図書館児童担当職員が学校司書とともに、各クラスを訪問し、「本の選び方」や「図書館の利用の仕方」、「絵本の読み聞かせ」や「手遊び」等を通して、読書の大切さや楽しさを伝えられるよう努めました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
回 数	17	16	14

⑭ 児童資料の充実

長年読み継がれてきた絵本や子ども時代に読んでほしい読み物を中心とした、「おすすめ図書100さつ」など良質の児童書を多く整備しました。

⑮ 児童担当職員の資質向上

児童担当職員を研修へ積極的に参加させ、「絵本の読み聞かせの仕方」や「素話」、「手遊び」など資質の向上を図りました。

**(3) 公民館や学童保育などにおける子どもの読書活動の推進**

① 公民館サルビア文庫での児童書の提供

中央公民館ロビーに設置した「こうみんかんサルビア文庫」で児童書の整備に努めました。

② 乳児4か月健康診査時の児童書の絵本等の提供

ブックスタート事業として、健康推進課が実施している乳児4か月健康診査時に親子で心穏やかに健康診査を受け、子どもが読書に親しむ機会として、絵本や乳幼児向けの児童書の提供に努めました。

③ 学童保育などでの読書の推進

ふれあい事業として、学童保育などに絵本や年少向けの児童書を提供し、子どもが読書に親しみ自主的な読書活動ができるよう、読書環境の整備に努めました。

**(4) ボランティアとの連携・支援**

① ボランティアの育成・活動の場と機会の提供

図書館ボランティア「もりのなか」は、子どもの読書活動の推進を図ることを目的として活動しています。乳児健康診査会場（すこやかセンター）にて、ボランティア「もりのなか」との連携により、受診する親子を対象に絵本の読み聞かせ等行うブックスタート事業を実施しました。

また、市内小学校へのおはなし会なども市立図書館・学校図書館と連携して行いました。

年 度	平成20年度	平成24年度	平成28年度
もりのなか (人数)	19	21	21

② 絵本の読み聞かせとおはなしの勉強会

図書館ボランティア「もりのなか」と市立図書館児童担当職員で毎月1回「絵本とおはなし会の勉強会」を行いました。平成28年度からは、図書館ボランティア「もりのなか」の協力を得て、0歳から3歳児位までの親子で楽しめるおはなし会を実施し、乳児向け絵本の読み聞かせや手遊びを行い、本に親しむきっかけづくりを行いました。

## (5) 学校等における子どもの読書活動の推進

- ① 絵本の読み聞かせとおはなしの勉強会（再掲）
- ② 学校図書館支援センター推進事業  
市立図書館と学校図書館は、市内の小・中学校の蔵書のデータベース化及び学校図書館、市立図書館とのネットワークの強化を進めました。
- ③ 学校図書館司書・市立図書館児童担当職員連絡調整会議の開催（再掲）
- ④ 幼稚園や保育園における子どもの読書活動の推進  
とみさとふれあい講座として、幼稚園や保育園における子どもたちが、本に親しみ自ら進んで読書に取り組んでいけるよう、幼児向けの本の紹介を含めた「おはなし会」の実施に努めました。
- ⑤ 児童生徒の読書習慣の確立  
小・中学校の児童生徒が本に興味関心を深めるよう、各校の学校図書館環境を整備し、朝読書の実施等、児童生徒の読書活動の習慣化を支援しました。
- ⑥ 学校関係者の意識の高揚  
学校図書館担当職員向けの研修会を開催することにより、教職員の資質向上を図るとともに、学校図書館司書・市立図書館児童担当職員連絡調整会議を通じて、各校へ広めていくことで教職員の意識の高揚を図りました。
- ⑦ 家庭・地域との連携による読書活動の推進  
学校図書館の現状や学校における読書活動の様子を、学校を通じて保護者に情報発信していく一方、地域の方へは、図書館ホームページや図書館だより等を活用しながら、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの読書活動の支援に努めました。
- ⑧ 本の修理講習会  
市内小中学校図書室関係職員等への図書館支援として、平成28年度に日常業務に役立つ本の修理に関する講習会を実施しました。
- ⑨ ブックトリップ ～本の旅～（再掲）

## (6) 地域における子どもの読書環境の整備

- ① 浩養小学校市民図書室の児童資料の充実  
長年読み継がれてきた絵本や子ども時代に読んでほしい読み物を中心として、「おすすめ図書100さつ」など良質の児童書を多く整備しました。
- ② 子育て支援センター等でのわらべうたと絵本の親子おはなし会（再掲）
- ③ 児童資料の充実  
子どもの読書活動の推進を図るため、児童担当職員を研修へ積極的に参加させ、「絵本の読み聞かせの仕方」や「素話」など資質の向上を図りました。  
また、児童資料の充実を図るために、市立図書館に所蔵のない児童資料については、千葉県内の図書館間相互協力等で対応しました。
- ④ 児童への直接サービスの充実  
毎週土曜日の午後2時から児童コーナーの「おはなしの部屋」で4歳以上の子どもを対象とした「読み聞かせ」「素話」を行いました。その他、「なつ・ふゆ・はるのおはなし会」や「子ども読書の日おはなし会」、「ふれあい講座おはなし会」、「図書館見学」等を開催しました。

## (7) 学校図書館等の整備・充実

- ① 職員等の資質向上  
学校図書館の機能充実を図るため、学校司書教諭、学校図書館担当教諭、学校図書館司書等が積極的に研修に参加できるよう努めました。
- ② 情報化の推進  
情報化の推進を通して学校図書館と市立図書館の蔵書情報の共有化や共同利用の推進を図りました。
- ③ ボランティアの活用・推進  
図書館ボランティア「もりのなか」が読書週間中や学校の朝の読書時間に「素話」や「絵本の読み聞かせ等」を行いました。
- ④ 調べ学習への支援  
学校における調べ学習は、テーマ等を事前に協議の上、団体貸出として各学校に図書資料を提供しました。また、学校図書館司書と連携を密にして学校での調べ学習がより効果的に進められるよう努めました。

⑤ 「富里市おすすめ図書100さつ」を活かした事業展開

学校図書館司書が中心になり、市立図書館児童担当職員と連携し、幼稚園、小学校低学年・中学年・高学年、中学校それぞれの時期に子どもたちに読んでほしい図書20冊を選び、市内各学校図書館と、市立図書館と浩養小学校市民図書室に整備しました。

また、昔から多くの人に読み継がれてきた良書について、子どもたちに読んでもらえるように様々な啓発活動を行いました。

**(8) 子どもの読書環境に関する理解と関心の普及**

① 「子ども読書の日」に係る展示や「おはなし会」の実施

4月23日の「子ども読書の日」を記念し、長年、親から子に読み継がれてきた児童書を館内に展示し、記念おはなし会を開催しました。

② 広報誌等による理解の促進

市民への子どもの読書活動の推進は、「広報とみさと」や市立図書館のホームページから、行事の案内を行いました。

**2 計画策定に向けた課題**

**(1) 読書環境の整備**

アンケート調査によると、図書館や学校図書館の蔵書の充実が求められています。子どもたちの読みたい本と、子どもたちに読んでほしい本との調整を図りながら整備することが大切です。子どもたちと本を結ぶ大人（図書館児童担当職員、学校図書館司書、司書教諭）の資質向上を図ることが必要です。

**(2) 読書活動の推進**

アンケート調査から、学年が上がるにつれて、本を読まない子、図書館や学校図書館に行かない子など、「読書離れ」の傾向が大きいことがわかりました。

読書の楽しさを知ってもらうきっかけづくり、本に関する情報提供等、学年が上がっても興味を持ってもらえる積極的な取り組みが必要です。

**(3) 家庭での読書活動への働きかけ**

子どもの読書習慣は、幼いころからの言葉かけや読み聞かせなどにより養われる。豊かな言葉を聴くことが、子どもの想像力を豊かにし、成長してからの読書力につながっていくことを保護者に知ってもらえるよう、子どもと一緒に本を楽しむ機会を提供することが必要です。

#### (4) 図書館と関係機関の連携

家庭での読書活動の推進、読書離れの抑制等、図書館と幼稚園・保育園、学校等子どもと関わりのある機関が連携して推進していくための取り組みが必要です。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 目的

本市では、平成19年3月に「富里市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、子どもの生活環境は社会情勢と共に大きく変化しています。

このような子どもを取り巻く読書環境の変化、法律改正等の国・県の動向を踏まえ、第一次計画期間における取組とその成果、そして新たな課題を整理するとともに、本市の子どもの読書活動を更に推進するため、ここに「富里市子どもの読書活動推進計画（第二次）」を策定します。

### 2 基本方針

第一次計画における取組と課題及び国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」と、県の「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」を踏まえ、第一次計画の基本理念を継承し、さらに本市の実情を踏まえたうえで、次のことを基本とします。

ア 子どもが読書に親しむ機会の充実

イ 子どもの読書活動を支える環境の整備・充実

ウ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

## 第5章 子ども読書活動推進のための分野別取り組み

### 1 家庭

#### (1) 家庭の役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通じて形成されるものです。家庭は子どもが初めて言葉を覚え、本に出会い、読書活動のよろこびを感じる場所です。幼い子どもが物語の楽しさを知るには、おはなしをしてくれる人や本を読んでもくれる人の存在や、読書

活動が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう保護者の配慮が必要です。

#### 【具体的な取り組み】

##### ① 保護者への働きかけ

子どもの読書活動を進めるには、まずは保護者に対し読書活動の意義や重要性、楽しさを知ってもらうことが必要です。子育て支援センター等で行う親子おはなし会や、おはなし会プログラム・次回開催するおはなし会のお知らせ等の配布を通じ、図書館等から保護者へ働きかけます。

##### ② 乳幼児期からの取組

図書館ボランティア「もりのなか」と連携して、すこやかセンターで行われる乳児4か月健康診査の際に、絵本の読み聞かせと子育て応援ブックなどが入ったブックスタートパックを手渡し、親子のふれあいの大切さや、子どもが絵本と出会う「きっかけ」となるよう、推進します。

##### ③ 各施設でのおはなし会の充実

子育て支援センター・北部コミュニティセンター等に おいて、毎月、主にブックスタート年齢（4か月児）以上の乳幼児を対象に、親子で楽しむおはなし会を開催し保護者へ働きかけます。

また、葉山キッズ・ランドにおいて0歳児のいる親子が楽しめるおはなし会を開催しブックスタートのフォローアップを行い、保護者へ働きかけます。

##### ④ 読書情報の発信

市広報紙や図書館内掲示、図書館ホームページ等で行事をお知らせし、読書活動についての情報を発信します。



## 2 地域

### (1) 地域における図書館の役割

子育て支援センター・こども園等は、家庭とともに子どもの人格形成の基礎を育成するための大切な場所です。友だちと出会いのほか、読み聞かせや絵本との出会いは、乳幼児期の好奇心や探究心を高めます。図書館は、これらの地域の場において豊かな情操や生きる力の基礎を育成するために、多くの絵本に触れ、親子で楽しめる読書活動を積極的に推進します。

#### 【具体的な取り組み】

#### ① 子育て支援センター等でのわらべうたと絵本の親子おはなし会

子育て支援センター・北部コミュニティセンター等において、毎月、主にブックスタート年齢（4か月児）以上の乳幼児を対象に、親子で楽しむおはなし会を開催し地域の子供たちへ働きかけます。また、葉山キッズ・ランドにおいて0歳児のいる親子が楽しめるおはなし会を開催しブックスタートのフォローアップを行い、地域の子供たちが絵本に触れるきっかけづくりを推進します。

## 3 図書館

### (1) 図書館の役割

図書館は、豊富な図書の中から自分が読みたい本を自由に選択することができる場所であり、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択し、子どもの読書活動について相談できる、最も中核的な役割を担っている。

また、幼児にとっては、個人を尊重し、読書活動の機会を広げてくれる大切な場所です。子どもたちの知的好奇心を満たし、学習を助け、子どもたちの一生の友となる「本」との出会いを提供することは、図書館の大切な役割です。

（市内には、浩養小学校に市民図書館があり、オンラインによるネットワークを結び、市内均一の図書館サービス網を形成しています。）児童図書は、約4万冊を所蔵し、さまざまな児童サービスを展開します。

#### 【具体的な取り組み】

#### ① 図書館資料の充実

絵本や紙芝居、児童図書等の図書館資料の充実を図り、魅力のある図書館づくりに努めます。

また、調べ学習や総合的な学習の時間のための図書を充実します。

#### ② 乳幼児向け絵本コーナー（カーペットコーナー）の充実

乳幼児から楽しめる絵本を揃え、カーペットコーナーを設置することにより、保護者にいつでも手渡すことができるようにします。

また、図書館でゆっくりと本を探せるように、子育て世代の保護者を応援します。

③ 読み聞かせ・おはなし会の開催

ブックスタート事業のフォローアップとなる乳幼児のおはなし会や、幼児・児童のおはなし会等、成長期にあわせた行事を図書館で開催します。

④ かがく遊び教室等、各種行事の開催

「かがく遊び教室」では簡単な工作や実験を通して、かがくの本に親しみ、興味を持ってもらうことを目的として、実施しました。このように行事の際には関連する本を紹介し、様々な本に関心を持ってもらうことを推進します。

⑤ ボランティアグループとの連携

ブックスタートなど、ボランティアの協力が不可欠となっています。読み聞かせボランティアグループの活動を支援するとともに、図書館と連携を深め、定期的な情報交換が行われるよう努めます。

また、必要に応じ、初心者向けの読み聞かせ等の研修を行います。

⑥ 地域との連携

学校や保育園・幼稚園・こども園、児童館、学童クラブ等、地域の関係機関に対し、子どもたちに質の高い読書を提供するため、団体貸出を行います。学校からの依頼の多いテーマの資料については、テーマに沿った本をセットとして貸し出します。

また、子どもたちが本と出会うきっかけの一つとなるように、7月の夏休み前に、図書館行事や学年別のおすすめ本の紹介を掲載した「ブックリスト」を発行します。

⑦ ブックトリップ ～本の旅～

各学年向けのおすすめ本を掲載したブックリスト「本はともだち」（全児童・生徒対象）を発行し、市内の全小学校・中学校と連携して、子どもたちに、各学年にあったおすすめの本を紹介し、読書の楽しさを伝える本のスタンプラリーを実施します。

⑧ 専門性の向上

児童サービスに携わる図書館職員は、子どもの本に関する豊富な知識、子どもに対する深い理解を必要とします。図書館では、児童へのサービスに必要な知識・技能を身に付けるための研修への参加と、職員の専門性の向上を図ります。

## 4 学校

### (1) 学校の役割

学校は、児童生徒の読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っています。子どもたちは読書活動に対する興味や関心を持ちながらも、年齢が上がるに従い読書に親しむ機会が減少する傾向があります。それぞれの年代に応じた読書環境を家庭や地域との連携を図りながら学校教育の中で整えていくことはとても重要です。

学校教育法第21条においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」とされており、読書活動の役割が重要視されています。

また、新しい学習指導要領では、言語活動の重要性をうたっており、学校における読書活動は大きな役割を担っていると言えます。

#### 【具体的な取り組み】

##### ① 学校図書館の環境整備

子どもたちが図書館に行きたくなるような環境整備や、児童生徒が多くの図書に触れる機会が持てるよう学校図書館図書標準を達成し蔵書の充実に努めるとともに、各教科等の教育活動を支える蔵書構成について配慮します。

##### ② 読書活動の推進

各教科で、学校図書館を活用した学習活動を推進するとともに、朝読など児童生徒が楽しみながら読書習慣を身に付けることができる活動を推進します。司書教諭や図書担当職員が、児童生徒を指導しながら図書委員会を活発に行い、読書週間や図書だより等で読書の楽しさを伝えていきます。

##### ③ 家庭や地域への情報発信

学校のホームページや図書だより等を通じて、読書活動の大切さを保護者や地域へ積極的に発信します。

##### ④ 読書活動を進めるための連携協力・支援

各小学校の1年生を対象に、市立図書館児童担当職員が学校司書とともに、各クラスを訪問し、おすすめする絵本等のリストを配布とともに、「図書館の利用の仕方」、「絵本の読み聞かせ」や「手遊び」等を通して、読書の大切さや楽しさを伝えられるよう推進します。

また、読み聞かせボランティアを活用した読み聞かせや、市立図書館の団体貸出を活用するなど相互の連携協力を進めます。

⑤ 学校図書館の情報化の充実

学校図書館の蔵書管理システムの段階的な稼働により、学校図書館の効率的な運用を進めます。

⑥ 地域連携

地域でのボランティアによる読み聞かせなどを活用し、読書活動を支援します。

5 事業別目標一覧

事業名	連携課等	事業時期	目標値		
			回数	人数等	
図書館を中心とした活動	ブックトリップ ～本の旅～	学校教育課、学校 図書館司書	夏休み開始頃～10月31日		達成者 1,072人
			児童・生徒数に対する達成率		32%
	としょかん たんけんたい		夏休み期間中	1	10人
	かがくあそび教 室		夏休み期間中	1	30人
	ブックスタート事 業	図書館ボランティ ア、健康推進課、 子育て支援センタ ー、子育て支援課、 市民課	毎月1回、金曜日	12	385組
	ブックスタート フォローアップ 事業	子育て支援センタ ー	毎月第3木曜(3歳～5歳) (葉山) 隔月第1水曜日(0歳児) (葉山) 毎月第3金曜日(北部) 隔月第2水曜日(向台)	35	816人
とみさとふれあ い講座		随時	13	250人	
おはなし会活動	土曜おはなし 会		毎週土曜日	48	192人
	「子ども読書の 日」記念おは なし会		4月後半	1	5人
	なつのおはな し会	学校図書館司書	7月	2	40人
	ふゆのおはな し会	学校図書館司書	12月	2	35人
	はるおはなし 会		3月	2	40人

事業名		連携課等	事業時期	目標値	
				回数	人数等
学校等との連携	団体向け図書の貸出し	学校教育課、学校図書館司書	小学校	21	3、150冊
			中学校	6	600冊
			通年	55件	1、000冊
	学校訪問	学校教育課	5月～6月	14	360人
	図書館見学	学校教育課	随時	4	90人
	職場体験	学校教育課	随時	10	40人
	広報活動の充実	学校教育課	小学校	2	7種類
中学校			2	2種類	
ボランティアとの連携	ボランティアの育成、活動の場の提供	書架整理	登録人数		5人
		読み聞かせ	登録人数		25人
		図書館ボランティア	毎月第2木曜日	12	延べ 240人
		図書館ボランティア、学校図書館司書	随時(活動日数・時間)	16日	13時間
			延活動人数(時間)	45人	13時間
資料の充実と利用促進	児童向け資料		通年	45、000冊	
	中・高校生向け資料		通年	6、900冊	
	公民館や学童保育などでの読書活動の推進		通年	100冊	
	子どもへの本の貸出し(0歳～15歳)		登録者数	900人	
			一人あたり貸出冊数	50点	
	市内団体への図書の貸出		貸出し冊数	700冊	
		延べ利用団体回数	55回		
展示	子どもや保護者向けの図書資料等		通年	12	300冊

【資料1】

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進にする施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。



## 【資料2】

〈国〉「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）

平成 30 年 4 月

はじめに

### 第1章 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況

- I 子供の読書活動に関する取組の現状
  - 1 家庭・地域における取組
  - 2 学校等における取組
- II 子供の読書活動を取り巻く情勢の変化
  - 1 学校図書館法の改正等
  - 2 学習指導要領の改訂等
  - 3 情報通信手段の普及・多様化

### 第2章 基本の方針

- I 子供の読書活動に関する課題
- II 子供の読書活動に関する課題の分析と取組の方向性

### 第3章 子供の読書活動の推進体制等

- I 市町村の役割
- II 都道府県の役割
- III 国の役割

### 第4章 子供の読書活動の推進方策

- I 発達段階に応じた取組
- II 家庭における取組
  - (1) 家庭の役割
  - (2) 家庭における読書を支援する取組
- III 地域における取組
  - 1 図書館
    - (1) 図書館の役割
    - (2) 図書館における読書を支援する取組
      - ① 図書館等の整備
      - ② 移動図書館の活用
      - ③ 情報化の推進
      - ④ 子供の利用のためのスペース等の設置

- ⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実
- ⑥ 運営状況に関する評価等の実施
- ⑦ 図書館資料の整備・提供
- ⑧ 子供や保護者を対象とした取組の企画、実施
- ⑨ 読書活動に関する情報提供

(3) 連携・協力

- ① 学校図書館等との連携・協力
- ② ボランティア活動の促進

(4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修

- ① 司書及び司書補の適切な配置
- ② 司書及び司書補の研修の充実

2 その他

IV 学校等における取組

V 子供の読書への関心を高める取組

VI 民間団体の活動に対する支援

## 【資料3】

### 「千葉県子どもの読書活動推進計画」（第三次）

平成 30 年 4 月

#### 第1章 第三次計画の策定にあたって

##### 子どもの読書活動を推進する意義

- (1) 読書が育む多くのもの
- (2) 子どもと本をつなぐのは大人たち

##### 計画策定の趣旨

##### 計画の性格

- (1) 子どもの読書活動を全県的に推進するための手引
- (2) 「読書県『ちば』」を目指す設計図

##### 計画期間

#### 第2章 第二次計画期間における子どもの読書活動の状況

##### 数値目標による検証

- (1) 市町村立図書館等の児童書貸し出し冊数
- (2) 学校図書館図書標準を達成している学校の割合
- (3) 図書館等と連携している学校の割合
- (4) ボランティアと連携・協力している学校の割合
- (5) ブックスタート実施市町村の割合
- (6) 市町村の「子どもの読書活動推進計画」策定率

##### 各種調査データから見える子どもの読書活動

- (1) 読書が好きな子どもの割合
- (2) 不読率
- (3) 読書の習慣
- (4) 市町村立図書館等におけるボランティア登録数

##### 第二次計画期間の成果と課題

- (1) 成果
- (2) 課題

##### 第二次計画策定後の子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化

- (1) 「国民読書年」（平成 22 年）の取組
- (2) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大
- (3) 新学習指導要領の全面实施
- (4) 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正
- (5) 「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」の報告書
- (6) 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」の策定 2

(7)「学校図書館法」の改正

### 第3章 基本的な方針

基本理念

基本方針

- (1) 読書に親しむ機会の充実
- (2) 読書環境の整備
- (3) 普及啓発活動の推進

### 第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項

推進体制

- (1) 県における子どもの読書活動推進体制
  - (2) 市町村における子どもの読書活動推進体制の支援
- 子どもの読書活動に係る目標とする数値

### 第5章 具体的な方策

読書に親しむ機会の充実

- (1) 家庭・地域における取組
- (2) 学校等における取組
- (3) 図書館における取組
- (4) 行政における取組

読書環境の整備

- (1) 家庭・地域における取組
- (2) 学校等における取組
- (3) 図書館における取組
- (4) 行政における取組

普及啓発活動の推進

- (1) 家庭・地域における取組
- (2) 学校等における取組
- (3) 図書館における取組
- (4) 行政における取組
- (5) 「子ども読書の日」「こども読書週間」等を中心にした取組